

「新農業者年金 農業者老齢年金裁定請求書」（様式第K 1号）のチェックシート

ＪＡ及び農業委員会において、「新農業者年金 農業者老齢年金裁定請求書」（様式第K 1号。以下「裁定請求書」といいます。）を送付する前に、以下の確認項目をご確認いただくとともに、チェック欄の該当項目にチェック☑の上、裁定請求書にこのチェックシートを添付して基金に提出をお願いします。

確認項目		チェック欄	
		ＪＡ	農業委員会
1 被保険者資格記録の確認			
①	農業者年金被保険者証、農業者年金記録管理システム（以下「システム」といいます。）又は受給可能者等リスト等により、新制度（平成14年1月以降）の農業者年金に加入し、年金の受給要件（昭和32年4月1日以前生まれの方である、保険料納付済期間を有している）を満たしていることを確認しました。※1	☐	☐
②	システム又は農業者年金被保険者記録確認リスト等により、農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者資格記録との間に不整合が発生していないことを確認しました。	☐	☐
2 裁定請求書の確認			
①	（6）欄の「請求年月日」とＪＡ受付印の「受付年月日」が一致していることを確認しました。	☐	/
②	（8）欄の「①公金受取口座を利用する」又は「②振込口座を指定する」のどちらかにチェック☑されていることを確認しました。	☐	/
③	（8）欄の「金融機関共同コード」を正しく記入しました。	☐	/
④	（8）欄の「口座番号」及び「金融機関名」が正しく記入されていることを確認しました。	☐	/
⑤	（8）欄の③において、「ご自身が通帳等の写しを添付しました」にチェック☑されている場合は、裁定請求書にその書類を添付しました。	☐	/
3 年金受給に係る重要事項の説明			
①	「年金受給に係る重要事項説明書」※2により、請求者の方に対して、現況届の提出及び死亡届の提出等について説明し、交付しました。	☐	/

【留意事項】

- ※1 請求者の方が、「農業者年金被保険者証」を紛失されている場合は、再発行の手続きは不要です。システム等で被保険者資格記録をご確認の上、裁定請求の手続きを進めてください。
- ※2 「年金受給に係る重要事項説明書」は、基金ホームページの「手続き・届出」に掲載しています。

【お問合せ先】

独立行政法人農業者年金基金
業務部給付課 裁定班
電話：03-5919-0337